

経営事項審査の審査基準改正に伴う再審査申立について

令和3年4月1日より、経営事項審査の評価方法が改正されました。  
つきましては、再審査等の取扱いを以下にとおり定めましたのでお知らせします。

【再審査の基本的な考え方】

1. 審査基準が改正された事項のみについて再審査を行う。  
(再審査しない事項例) → 完工高、技術職員数等の変更
2. 現在有効な軽審結果通知書が、再審査の時点で有効であることが再審査の要件となる。

【再審査に必要な書面】

1. 申請書一式
2. 現在有効な経審結果通知書
3. 上記2を得るために申請した申請書の写し一式
4. 再審査項目が技術職員の「有資格区分コード005」の場合  
→ 審査基準日現在で有効な監理技術者資格者証
5. 再審査項目が「法定外労働災害補償制度」の場合  
→ 基準日現在に、中小企業等共同組合法の認可を受けて共済事業を行う者に加入していることの証明書
6. 再審査項目が「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況」の場合

【CPD単位取得】

- ① CPD単位を所得した技術者名簿(様式第4号) ※技術職員名簿に記載のある者を除く。
- ② CPD認定団体がCPD単位数を証する書面等の写し
- ③ 検定又は試験の合格証その他の当該技術者が有する資格を証明する書面等の写し
- ④ 様式第4号の「CPD単位欄」に単位を記載した技術者の健康保険証及び標準月額決定通知書の写し

【技術レベル向上】

- ① 技能者名簿(様式第5号)
- ② 能力評価(レベル判定)結果通知書
- ③ 工事施行台帳の作業員名簿
- ④ 技術職員名簿に記載のない技能者を技能者名簿に記載した場合、様式第5号の「レベル向上」欄「控除対象」欄に○を記入した技能者の健康保険証及び標準月額決定通知書の写し

【再審査受付期間】

令和3年4月1日から令和3年7月29日の120日間

※審査手数料は無料です。